

承認第1号

専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出  
三宅町長 森田浩司



令和5年度三宅町一般会計第12回補正予算に関する専決処分書

令和5年度三宅町一般会計第12回補正予算は、母子保健事業に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月27日  
三宅町長 森田浩司



令和5年度

三宅町一般会計  
第12回補正予算書



## 令和5年度三宅町一般会計第12回補正予算

令和5年度の三宅町一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,707,708千円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月27日専決  
三宅町長 森田浩司



第1表 歳入歳出予算補正  
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	418,992	766	419,758
	1 保健衛生費	183,115	766	183,881
14	予備費	21,528	△766	20,762
	1 予備費	21,528	△766	20,762
	歳 出 合 計	4,707,708	0	4,707,708



補正額の財源内訳			
特 定	財源		一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			766
			△766
0	0	0	0

## 2 歳 出

4 款 衛生費

766千円

1 項 保健衛生費

766千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	千円 182,724	千円 766	千円 183,490	千円	千円	千円	千円 766
計	183,115	766	183,881	0	0	0	766

1 4 款 予備費

△766千円

1 項 予備費

△766千円

1 予備費	21,528	△766	20,762				△766
計	21,528	△766	20,762	0	0	0	△766

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 766	その他委託料	千円 766
